

## 軽自動車税の税額変更時期一覧

平成 27 年 3 月 31 日までに 車両番号の指定を受けた車両	⇒	税額の変更なし
平成 27 年 4 月 1 日に 車両番号の指定を受けた車両	⇒	平成 27 年度に新税額が適用
平成 27 年 4 月 2 日以降に 車両番号の指定を受けた車両	⇒	平成 28 年度以降に新税額が適用
車両番号の指定後 13 年経過した車両 (翌年度から)	⇒	平成 28 年度以降に重課税が適用 (経年車)

## 軽自動車税の税負担の変化 (自家用・乗用の例)

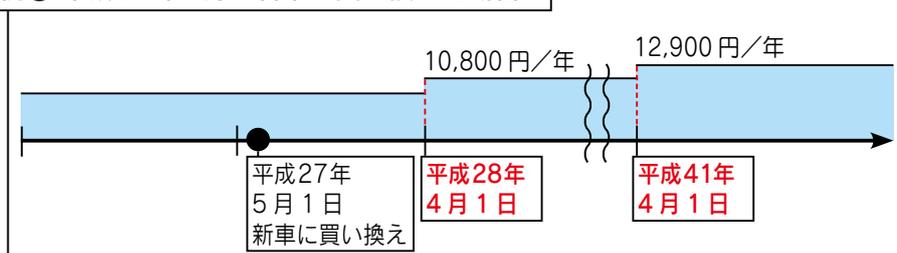
### 例① 平成25年12月現在、軽自動車を所有している場合



### 例② 平成26年5月に新車に買い換えた場合



### 例③ 平成27年5月に新車に買い換えた場合



### 例④ 平成27年5月に中古車に買い換えた場合



※中古車は、買い換えた年月に関わらず、その車両が初めて車両番号の指定を受けた月から起算します。



平成27年度より  
**軽自動車税が改正されます**

地方税法の改正に伴い、平成27年度より軽自動車税の税額が改正されます。

車両の種類や新車登録日によって変更時期が異なりますので、左表や図よりご確認ください。なお、改正後の税額や対象車種などについての詳細は、広報けいせん平成26年12月号10ページをご覧ください。

問合せ先

税務課 税務係 ☎05・1076

## 軽自動車税 Q & A



▽軽自動車税とはなんですか？  
軽自動車税とは、軽自動車等の所有者に対して市区町村より課税される税です。

▽対象となる車種は？  
原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車です。

▽課税される時期は？  
軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。自動車税と異なり、月割課税がありませんので、年度途中で廃車の手続きをしても税額の月割はありません。

▽納税方法は？  
5月上旬に送付される納税通知書により平成27年度は6月1日(月)までに納付してください。

▽廃車の手続方法は？  
車種によって異なりますのでお問い合わせください。手続方法などの詳細については、広報けいせん3月号に掲載予定です。